

火災予防条例の一部改正について

改正の概要（簡易サウナ設備）第7条の2第1項関係

近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等に設置されるサウナ設備とは異なり、屋外のテントやバレル（木樽）に放熱設備（サウナストーブ）を設置して使用する事例が全国的に増加しています。

このようなサウナの構造等に応じた「簡易サウナ設備」の規定として、火災予防条例（例）が改正されたことから、双葉地方広域市町村圏組合火災予防条例を一部改正いたします。

主な簡易サウナ設備



総務省消防庁資料より引用

簡易サウナ設備とは

以下のすべてを満たすもの

1. 屋外又は直接外気に接する場所（建物屋上を含む）に設置
2. 放熱設備（サウナストーブ）の定格出力が6キロワット以下
3. 薪または電気を熱源とするもの

※「簡易サウナ設備」に該当しないサウナは、全て「一般サウナ設備」として規制

簡易サウナ設備の基準等

1. 放熱設備の周囲の可燃物が高温（100度）にならない、又は引火（200～300度）しない安全な距離を確保する。※ 販売・製造メーカーの仕様書などで確認してください。
2. 温度が異常に上昇した場合に、直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置が必要です。ただし、薪ストーブの場合は、近くに消火器を設置することで代替が可能です。
3. 薪ストーブには、不燃材料で造った「たき殻受け」を設置する必要があります。
4. 必要な点検や整備を行い、火災予防上有効に保持する必要があります。

届出と検査

事業のために簡易サウナ設備を設置する場合は、事前に「簡易サウナ設備設置届出書」を所轄消防署に届出てください。使用開始前に検査を受ける必要があります。

施行日

令和8年6月1日

